

○部長会議等定例会議開催要綱の制定について

(平成13年5月14日岩警第543号警察本部長)

[沿革] 平成14年3月岩警第384号、16年4月岩警第520号、17年3月岩警務第11号、18年4月岩警第505号、26年3月岩警務第48号改正

各 部 長
各 所 属 長

岩手県警察処務に関する訓令（平成12年岩手県警察本部訓令第3号）第2条の規定に基づき開催する部長会議等の定例会議開催要綱を別添のとおり制定し、平成13年5月14日から施行することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、部長会議等定例会議開催要綱の制定について（平成12年6月29日付け岩警発第704号）は廃止する。

別添

部長会議等定例会議開催要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、岩手県警察処務に関する訓令（平成12年岩手県警察本部訓令第3号）第2条の規定に基づき開催する部長会議等の定例会議について、必要な事項を定めるものとする。

(定例会議)

第2 定例会議として次に掲げる会議を置く。

- (1) 部長会議
- (2) 部課長会議
- (3) 庶務担当課長等会議

(構成員、開催日等)

第3 定例会議の構成員、開催日等は、次のとおりとする。

定例会議の種類	主宰者	構 成 員	事務担当課	開 催 日
部 長 会 議	本部長	各部長、首席監察官、学校長、盛岡東警察署長及び警務部参事官兼警務課長（ただし、盛岡東警察署長は、必要に応じ出席するものとする。）をもって充てるほか、東北管区警察局岩手県情報通信部長を委嘱して充てる。	総務課	毎 週 火 曜 日
部 課 長 会 議	本部長	各部長、首席監察官、学校長及び本部内各所属長をもって充てるほか、東北管区警察局岩手県情報通信部長及び東北管区警察局岩手県情報通信部内所属長を委嘱して充てる。	総務課	毎 月 第4月曜日
庶務担当課長等 会議	警務部長	庶務担当課課長、総務課長、会計課長及び監察課長をもって充てるほか、東北管区警察局岩手県情報通信部通信庶務課長を委嘱して充てる。	警務課	毎月第2週 目及び第4 週目の木曜 日

備考 庶務担当課長等会議の開催日については、週の始めを日曜日として起算する。ただし、月の初日が日曜日以外である場合は、当該月の初日から最初の土曜日までを第

- 1 週目として起算する。
- 2 主宰者は、必要があると認めるときは、部長会議、部課長会議及び庶務担当課長等会議を随時開催し、又は構成員以外の関係者を出席させることができるものとする。

(付議事項及び付議手続き)

第4 定例会議に付議する事項は次のとおりとする。

定例会議名	付 議 事 項
部 長 会 議	1 警察運営上の重要案件に関する事 2 本部の重要な行事計画に関する事 3 各部業務の重要な取扱事項の報告に関する事 4 公安委員会に付議し、又は報告する事項に関する事 5 その他本部長が指示した事項に関する事
部 課 長 会 議	1 警察運営上の案件に関する事 2 各部業務の取扱事項の報告に関する事 3 その他本部長が指示した事項に関する事
庶務担当課長 等会議	1 部長会議に付議する協議案件に関する事 2 その他本部長が指示した事項に関する事

- 2 定例会議に付議する案件があるときは、事務担当課の課長に会議開催日の3日前までに付議件名、資料の有無等を連絡するとともに、資料を会議開催日前日までに提出しなければならない。